

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	磐田市 地方税法における固定資産税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、地方税法における固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

静岡県磐田市長

## 公表日

令和7年8月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>本事務は、地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づいて課する固定資産税に関する事務をいう。</p> <p>納税義務者は、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の固定資産税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>市長は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項)、税額は、その価格に市で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関して不服がある場合は、市長へ不服申立てを行うことができる。価格は、通常3年ごとに告示に基づく評価替えを実施して見直しをしている。</p> <p>市においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者から徴収を行う。</p> <p>固定資産税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納付の処理等を行う。</p> <p>固定資産税の納税証明書等の交付を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①所有者の氏名・住所等の最新情報を適正に管理(番号法第14条)</p> <p>②償却資産の所有者から提出される償却資産申告書を直接又は地方電子化協議会を経由し、受領(地方税法第383条 等)</p> <p>③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付(地方税法第364条 等)</p> <p>⑤天災による被災者又は貧困等による扶助を受ける者等に対し、条例の定めるところにより固定資産税を減免(地方税法第367条 等)</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 固定資産税システム</li><li>2. 収納管理システム</li><li>3. 滞納管理システム</li><li>4. 団体内統合宛名システム</li><li>5. 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資産情報ファイル、(2)課税台帳情報ファイル、(3)収納情報ファイル、(4)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条及び別表 項番24</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第24項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	資産税課、収納課
②所属長の役職名	資産税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 資産税課
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ ○ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9 ] 従業者に対する教育・啓発 [ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>	
判断の根拠	<p>総務省主催のイーラーニングについて、全職員(会計年度職員等を含む)を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成28年4月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市税課長 木野 吉文	市税課長 神谷 愛三郎	事後	人事異動による
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	平成29年4月28日 時点		
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	平成29年4月28日 時点		
平成29年4月28日	公表日	2016/4/28	2017/4/28		
平成31年4月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成31年4月1日時点		
令和3年7月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するもの
令和5年5月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和5年5月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和6年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市税課、収納課 ②市税課長、収納課長	①資産税課、収納課 ②資産税課長、収納課長	事後	所属変更による
令和6年6月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市税課	資産税課	事後	所属変更による
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一 項番16	・番号法第9条及び別表 項番24	事後	根拠法改正による
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2第27項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第24項	事後	根拠法改正による
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出